

桂-240514

令和 年 月 日

様

重要事項説明書

京都市桂川療護園短期入所事業所

社会福祉法人京都社会事業財団
総合福祉施設 京都桂川園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定短期入所サービスの利用契約を締結希望される方に対して、厚生労働省令第 172 号第 7 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項を説明するものです。

※当事業所では、契約者に対して障害者短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	1
4. 居室等の概要.....	2
5. 職員の配置状況.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービス提供の記録について.....	5
8. 事故発生時の対応.....	5
9. 秘密の保持と個人情報の保護について.....	5
10. 虐待の防止について.....	6
11. 身体拘束等の禁止について.....	6
12. その他緊急時の対応.....	6
13. 協力医療機関.....	7
14. 苦情の受付窓口について.....	7
15. 第三者による評価の実施状況.....	7

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川療護園短期入所事業所
(京都市指定第 2614000194 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都社会事業財団
所 在 地	京都市西京区山田平尾町17番地
電 話 番 号	075-391-5811
代 表 者	理事長 野口 雅 滋
設 立 年 月 日	昭和24年3月31日

2. 事業所の概要

事業所の種類	短期入所事業所 平成18年10月1日指定 京都市指定 2614000194号
事業所の目的	事業所は、障害者総合支援法の趣旨にしたがって、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するよう支援すると共に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、短期入所サービスを提供します。
事業所の名称	京都市桂川療護園短期入所事業所
事業所の所在地	京都市西京区下津林東大般若町32番地
電 話 番 号	075-391-1675
F A X	075-391-1640
施設長（管理者）	柏木 佐織
事業所の運営方針	利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立と社会参加が出来るよう常に課題と意向を把握し利用者の方々の立場に立ったサービスとご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために職員一同が利用者及び家族の方々の立場に立ってサービスに努めます。
開 設 年 月 日	平成11年4月1日
利 用 定 員	4人
事業所が併設している施設	障害者支援施設 平成22年4月1日京都市第 2614000384号 生活介護事業所 平成22年4月1日京都市第 2614000384号

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	京都市全域
営 業 日	年中無休
受 付 時 間	午前10:00～午後5:00
サービス提供時間	24時間

4. 居室等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	約14.44㎡（ベッド・床頭台・洗面台・ナースコール・天井走行リフト）
合計	4室	

(注) ① 契約者の心身の状況や居室の空き状況により、入所者の空床（2人部屋）をご利用いただく場合があります。

② 入所者の空床を利用いただく場合には、利用申込をされる際説明しご了解を得ることとします。

(2) 居室以外の施設・設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備を利用していただくことが出来ます。これらの施設・設備は、厚生労働省が定める基準により、指定障害者支援施設に設置が義務付けられたものです。これらの利用については、利用者の方に特別にご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	室数	備考
食堂	1室	126.79㎡ デイルーム兼用
医務室	1室	21.70㎡ 特養と共用
静養室	1室	14.48㎡
浴室	2室	96.50㎡ 機械浴（介護エイドバス2基・チェアインバス1基・ハワードタンク1基）療護園・特養・デイサービス共用 71.00㎡ 一般浴槽 1基
便所	2か所	102.00㎡ 天井走行リフト・各種便器
機能訓練室	1室	56.70㎡

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備を利用いただくにあたっては以下の点にご注意ください。

- ① 面会時間は午前9時～午後9時まで（面会等、来園された方は必ず事務所カウンターに置かれている面会簿に氏名、来園時間等必要事項をご記入下さい。）
- ② 外出に伴う門限は原則午後9時とします。尚、外出・外泊をされる場合は、必ず職員に申し出ていただき所定の手続きを行ってください。
- ③ テレビ・ラジオ・パソコン等機器の夜間における利用は、他の利用者の迷惑にならないよう、音量・光量を調整して利用するよう心がけてください。
- ④ 契約者は、他の施設利用者と親しい関係が保てるよう努めてください。
- ⑤ 契約者の健康等に配慮して、医師・看護師・生活支援員が制限したことは守ってください。
- ⑥ 施設・設備に損害を与えた場合は、自己負担により原状回復を図っていただくか、相当の代価を支払っていただく場合があります。
- ⑦ その他団体生活の規律を乱すような政治活動・宗教活動・営利活動は行わないで下さい。
- ⑧ ご持参いただくものは、健康保険被保険者証(写しでも可)・福祉医療受給者証・福祉サービス受給者証・身体障害者手帳・服用中の薬・衣類・上履き・歯ブラシ・コップ・タオル・その他
- ⑨ 持ちこめないものは、刃物類・発火性のある物・ペット類等
- ⑩ 所持金・貴金属類の管理は原則自己管理になります。なお事業所に管理を依頼された場合も含めて紛失・破損等の責任は一切負いません。

5. 職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1 施設長（管理者）	1		0.2
2 生活支援員（うち介護福祉士13名）	14	7	
3 看護職員（うち夜勤専任8名）	3	12	
4 管理栄養士	1		1.0
5 医 師（本体施設嘱託医）		1	0.1
合 計	20	17	

<職員の配置については、指定基準を遵守しています。>

【主な職員の基本勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
介護職員	早 出（ 7：00～16：00） 日 勤（ 9：30～18：30） 遅 出（11：00～20：00） 夜 勤（17：00～10：00）
看護職員	日 勤（ 9：30～18：30） 日 勤（ 8：30～17：30） 夜 勤（16：30～ 9：30）
管理栄養士	日 勤（ 9：00～18：00）
医師	週1日（2時間程度）

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援給付費の対象となるサービス (2) 自立支援給付費の対象とならないサービス |
|--|

(1) 自立支援給付費の対象となるサービス

以下のサービスの利用については、自立支援給付費の支給対象となります。事業者が自立支援給付費を代理受領いたしますので、契約者は、厚生労働大臣が定めた利用者負担分としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。但し、月額上限以上の負担は減免されます。

なお、自立支援給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合を含む。）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

① 日常生活の支援

i 入 浴

入浴は適宜行います。利用者の身体の状況と希望を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるように目指し、一般浴、機械浴又は清拭を行うなど適切な方法で実施します。

ii 排 泄

利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立にむけた支援を行います。

iii 着脱衣

生活のリズムを考え、起床・就寝の時には着替えを行うよう配慮します。

iv 健康管理

短期入所サービスを利用中の体調管理に万全を期すと共に、万一体調不良を訴えられた場合若しくは異常があった場合は速やかにご家族に連絡を行います。

v 相談、援助

利用者の居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要な相談、援助を行います。

(2) 自立支援給付費の対象とならないサービス（ご利用者全額負担）

① 食事の提供

当事業所では、管理栄養士の作成した献立表により（昼食についてはA・Bの主菜を選択していただき）栄養と利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食費）

朝食	300円	うち、食材料費 170円
昼食	750円（おやつ代含む。）	うち、食材料費 410円
夕食	500円	うち、食材料費 300円

（食事の時間）

朝食	7：45～ 8：45
昼食	12：10～13：10
夕食	17：40～18：40

- ② 光熱水費 1日 320円
 ③ 複写物の交付 1枚につき 10円
 ④ 嗜好品代 実費
 ⑤ その他

レクリエーション行事、日常生活上必要となる諸費用を実費でご負担いただく場合があります。その際は事前に説明し参加の有無について同意を得た上で参加していただきます。

<短期入所サービスの基本利用料金（1日分）>

契約者の障害支援区分等に応じたサービス利用料金（別表参照）から自立支援給付費を除いた額（利用者負担）に加え、利用回数に応じた食費・光熱水費をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置については下記の<利用者負担の減免について>をご参照ください。）

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、複数の事業所においてサービスを利用された場合においても、月額負担額以上の負担の必要はありません。（食費は含まれません。）

〔食費等実費負担の軽減について〕

一定の資産要件に該当する方については、食費負担に軽減措置が取られています。該当する方の食費に係る実費負担は、食材料費部分のみとなります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求させていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

お支払いに関しては、指定の金融機関口座からの引き落としとなります。なお、原則当施設にての現金払いはお受けできませんのでご了承ください。

金融機関口座	：	契約者名義及び家族名義
引落日	：	利用月の翌月27日（金融機関休業日については翌営業日）

(4) 利用取り消しに係る料金について

契約者が、短期入所利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日前日の正午までに当事業所までお申し出ください。利用予定日前日の正午までに申し出がなかった場合、取消料金として予約されていた食事の実費相当額をお支払いいただきます。

キャンセル料（食事の実費相当額）	朝食：300円 昼食：750円 夕食：500円
------------------	-------------------------

7. サービス提供の記録について

- (1) 指定短期入所サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等について、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定短期入所サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物にかかる費用は実費を負担いただきます。）

8. 事故発生時の対応

指定短期入所サービスの提供に起因する事故が発生した場合、速やかに契約者の家族及び京都府、京都市、関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内の内容とします。
個人情報の保護について	事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

10. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

- ① 事業所における虐待防止の指針を整備しています。
- ② 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	本林 笑美
-------------	-------

- ④ 成年後見制度の利用を支援します。

11. 身体拘束等の禁止について

事業所は、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の3原則を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果を職員に周知しています。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ③ 身体拘束適正化のための研修を定期的実施しています。

12. その他緊急時の対応

(1) 医療

指定短期入所サービスをご利用中の、契約者から体調の異常を訴えられた場合は、速やかに主治医及び家族に連絡し受診の必要な場合は家族の方で主治医への受診をお願いします。

但し、事業所が緊急を要すると診断した場合は、協力病院（京都桂病院）へ当園が搬送し受診していただきます。

(2) 非常災害時

項目	内容
消防計画等	防火管理規定を定め、防火管理者は消防計画を作成し職員に周知すると共に、定期的に防火訓練を職員と利用者参加の基に実施する等組織的な防火・防災活動を行い災害発生時の対応に備えています。
防災設備	自動火災報知器・スプリンクラー・消火器・ガス漏れ警報機・非常警報設備・防火扉を完備
近隣との協力	自衛消防隊を組織し、西京区管内の企業、関係機関、地域住民組織と連携し地域の防災訓練に参加する等地域ぐるみの防災活動に積極的に取り組んでいます。

(3) 利用前の体調不良

利用期日前に医師の診断により契約者の感染症の疑いがある場合または熱発等体調不良が認められる場合は短期入所のサービスの利用・中止についての判断は事業所に委任するものとします。

また、入所時の検温で熱がある場合、ご家族様に連絡させていただきます。その後、熱発等体調不良が継続する場合、利用継続の可否については事業所判断とさせていただきます。

利用中止の際はご家族様側で送迎の手配をお願いいたします。

障害者短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 京都社会事業財団
所在地 京都市西京区山田平尾町17番地
代表者 理事長 野口雅滋 ㊞

事業所名 京都市桂川療護園 短期入所事業所
所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地
管理者 柏木佐織

事業者番号 2614000194

説明者職名 _____氏名 _____㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者短期入所サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____㊞

身元引受人

住所 _____

氏名 _____㊞

利用者との関係 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____㊞

利用者との関係 _____

【個人情報利用同意欄】

私は、サービス担当者会議及び他の医療・介護事業関係者との連絡調整する際、私の個人情報を必要な範囲において使用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

氏 名 _____ 印

署名代行者

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

代筆の理由 _____